

(別紙1)

委託業務仕様書

1 委託業務名

多賀城市PHRを活用した生活習慣病ハイリスク者への遠隔保健指導プログラム運営業務
(令和8年度・令和9年度健診分)

2 委託期間

契約締結日の翌日から令和10年9月30日まで

3 業務場所

オンライン上等の委託者が指定した場所及び委託者が使用を承認した場所

4 目的

「5 対象者」に定めるものに、パソコン又はスマートフォンやタブレット端末等の通信機器(以下「ICT機器」という。)及び活動量や体重等PHR(パーソナルヘルスレコード)が測定できる機器(以下「測定機器」という。)を活用することで、対象者自身で健康状態を管理しやすい体制を整えた上で、運動及び栄養の遠隔保健指導プログラム実施することにより、対象者の重症化を予防し、対象者の健康に対する意識の高揚及び保持増進を図ることを目的とする。

5 対象者

令和8年度及び令和9年度に多賀城市が実施する特定健康診査を受けた多賀城市国民健康保険被保険者であって、次のいずれかに該当するもののうち、ICT機器及び測定機器を活用した保健指導を希望する者とする(市が設定した定員の範囲内とする。)

- (1) 多賀城市糖尿病性腎症重症化予防プログラムの対象要件に該当する者
- (2) 糖尿病治療中断者
- (3) 健診結果から数値基準は他事業対象基準には該当するが、服薬中のため保健指導対象外となっている者
- (4) その他 生活習慣病ハイリスクアプローチ対象者であり、市が保健指導を行う必要と認めるもの

6 業務内容

「5 対象者」に、ICT機器及び測定機器を活用した個別支援による保健指導を実施する。
基本は「標準的な健診・保健指導プログラム【令和6年度版】」及び本仕様書に準ずる事業を行うこととする。

加えて、次の点に留意の上、実施するものとする。

- (1) 対象者の抽出
対象者の抽出は委託者において実施するものとする。
- (2) 事業の周知啓発・利用勧奨

ア 当該事業周知に係るチラシ等作成物は、委託者の承認・校正を得た上で、受託者において作成する。当該作成物の発送は、委託者において実施する。

イ 利用勧奨は、委託者において実施する。

(3) 参加者の申込受付、決定通知等

ア 受託者は、オンラインにおいて申込受付ができる環境を整えることとする。申込においては、定員管理、対象者管理を、委託者の指示において受託者は実施することとする。また、受託者は、委託者に対して、申込状況を随時共有することとする。

イ 受託者は、参加決定者への通知を行うものとする。

(4) ICT機器及び測定機器に係る留意事項

ア ICT機器を用いて自身の健康状態を毎日管理しながら生活習慣改善に取り組むことができるよう支援し、測定機器から収集されるデータを活用して、保健指導を実施する。ICT機器と測定機器をアプリ等により連携して体重、活動量等の測定結果が見える化ができるもの適切に管理し、利用者、受託者、委託者全員が取組結果を把握できるものとする。

イ 面接はICT機器を用いてオンライン上で実施するものとする。

ウ 利用者が使用するICT機器については、本人が所持しているものを使用又は受託者から貸出する。貸出に係る費用は、受託者負担とする。

エ 測定機器については、受託者が調達（レンタルも可）し対象者に送付・貸与する。その費用については受託者負担とする。測定機器のうち最低1種類については、保健指導期間を通じて貸与することとする。

オ 当該保健指導で利用者が使用する通信環境及び通信料については、原則利用者負担とする。

カ 利用者に対し、受託者は上記アからオまでに係る操作等の必要な支援ができる体制を整備することとする。

(5) 保健指導の実施に係る留意事項

ア 初回面接（20分以上）を行い、委託者と協議の上で行動計画を作成し、3か月以上経過後に実績評価を行う。また、必要に応じ、中間評価を行うものとする。

イ 実施時期

集団特定健康診査分の実績評価は当該特定健康診査の属する年度の翌年度における集団特定健康診査開始前までに実施するものとし、個別特定健康診査分の実績評価は、当該特定健康診査の属する年度の翌年度における個別特定健康診査開始前までに実施するものとする。

ウ 測定機器の測定項目の変化に注目し、当該測定項目の改善を目指した保健指導を実施するものとする。

エ 運動及び栄養の総合的な遠隔的保健指導を実施するものとする。

(6) ICT機器及び測定機器の使用方法、ICT機器と測定機器とのアプリ等による連携方法並びに本件保健指導に係る対象者の相談窓口を設置すること。

(7) 途中終了（脱落者）の防止と取扱

ア 利用者が多賀城市国民健康保険被保険者資格喪失を確認した場合は、委託者に速やかに報告すること。

イ 測定機器の測定項目に関する最終利用が確認された日（以下「最終利用日」という。）か

ら未利用のまま14日を経過した時点で、委託者及び利用者に脱落者として認定する旨を通知する。脱落認定の通知後7日以内に再開依頼がない限り、自動的に脱落・終了とし、その旨を委託者に速やかに報告し情報の共有を図る。

(8) 事業報告書の作成・提出

ア 初回面接の行動計画及び結果並びに中間支援（実施時のみ）、実績評価の結果を電子媒体等で報告すること。

イ 保健指導利用者全員に、事業内容等に関するアンケートを実施し、電子媒体等で報告すること。アンケートの内容等については、委託者と事前に協議を行うこと。

ウ 実績評価終了後は速やかに、事業全体の状況をまとめ、電子媒体等で報告すること。また、継続参加率、改善率等の分析を行い今後の支援に役立つ評価を実施し、より効果的な手法について提案すること。

エ 実施報告書は、委託者の指定する期日の前に、委託者と協議した様式を用い、対象者個人別に提出すること。

(9) その他留意事項

ア 業務開始前及び当市が必要と認める時期に打合せを行うこと。

イ 必要時カンファレンスを行い、利用者支援に必要な情報を共有すること。

ウ 事業の運営に関し委託者が必要と認めたときは、市職員が立ち会い指導することができる。

エ 事故等の責任及び損害賠償等は受託者に帰属する。また、事業の実施に当たっては、個人情報管理及び安全管理に十分に注意を図ること。万一、事故等が発生した場合には、適切な処置を講じるとともに速やかに委託者へ報告すること。

オ 支援終了後も利用者が自己の健康管理を継続できるような支援を行うこと。

カ 協議事項が発生した場合は速やかに委託者と協議すること。

7 業務委託料の支払い

次のとおり支払いを行う。

(1) 3か月以上のプログラムを経て、実績評価が終了した場合、一人当たりの委託料単価の満額を支払う。ただし、途中終了（脱落者）（6(7)イに該当した者という。以下同じ）については、プログラム実施した期間に応じた金額を、途中終了（脱落者）が確定した後に、次のとおり支払う（円未満切捨）。

ア 初回面接から最終利用日までの期間が30日未満のとき 4割

イ 初回面接から最終利用日までの期間が60日未満のとき 6割

ウ 初回面接から最終利用日までの期間が90日未満のとき 8割

エ 3か月以上のプログラムを実施したが実績評価が得られないとき 9割

(2) 初回面接完了後、受託者の希望により、一人当たりの委託料単価の4割を部分払いすることができる。

(3) 対象要件や支援時期等に疑義が生じた場合は、委託者に確認協議することとする。当該確認協議なく実施された指導については、当該者に対する委託料の支払いを行わないことがある。

8 人員等について

- (1) 保健指導の実施は、十分な専門知識と技量を持つ保健師、管理栄養士、健康運動指導士などの専門職を配置すること（当該配置状況が確認できる資料を市に提出すること）。また、可能な限り初回面接から実績評価まで原則1人が対応できる体制とすること。
- (2) 本件業務に係る担当職員を配置し、委託者と連携を図ることができる工夫を行うこと。

9 その他留意点

- (1) サービスの質の向上や自治体との連絡調整のためなど当該業務を行う上で市が必要と判断した場合には、打合せを行い、当該打合せに係る経費は、委託料に含むこと。
- (2) 特別の費用等の取扱いについては、次に掲げるとおりとする。
 - ア ICT機器と測定機器との連携に関するアプリ等の開発費用や改修費用は本契約に含まれないものとする。
 - イ 事業に係る郵送料は原則として受託者の負担とする。
 - ウ その他教材費、通信費、事務用品費、指導用資料作成・調達経費、備品費等事業に要する費用については全て受託者の負担とする。
- (3) 特定の商品又はサービス等の販売、推奨、勧誘を行わないこと。ただし、委託者の承認を受けた場合は、この限りでない。
- (4) 個人情報を取り扱う場合は個人情報保護のため、別添に掲げる個人情報取扱特記事項を遵守すること。
- (5) 本仕様書に規定のない事柄について疑義を生じた際には、速やかに協議すること。
- (6) 多賀城市では環境マネジメントシステムを運用し地球環境保全に取り組んでいることから、委託の範囲内において環境に配慮した事項を可能な限り実行すること。
- (7) 暴力団等排除にかかる事項として、当該契約の履行に当たり暴力団等による不当要求又は妨害（以下「不当妨害」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察への通報等を行うこと。

警察への通報等を行った場合には、速やかに所掌する課等の長（以下「課長等」という。）にその内容を書面により報告すること。また、暴力団員等による不当介入を受けたことにより日程等に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、課長等と協議を行うこと。